

令和3年10月6日開催  
調 査

# 総務教育常任委員会資料

○調査事件4 吉岡小学校の今後の在り方について

教育委員会



## 調査事件 4 吉岡小学校の今後の在り方について

### 1 児童数の推移について

吉岡小学校は明治12年12月3日、吉岡学校として開校しました。開校当時は3学級で男子71名女子20名計91名の児童数でした。明治28年には現吉岡支所の位置に校舎が新築され、4学級140名、修業年限4年の尋常小学校として新たな一歩を踏み出しています。

新学制に移行した昭和22年には吉岡小学校と改称し、現在と同じ修業年限が6年となっています。

また、青函トンネルの本格的な工事が始まる前の昭和34年には、15学級720名もの児童が在籍していました時代もあり、吉岡小学校は地域の方々から永らく「学校さん」という愛称で敬意と親しみを込めて呼ばれ、運動会などの学校行事は地域を挙げて取り組むなど、地域住民の愛着が大変強い学校となっています。

昭和50年代後半から青函トンネルの工事終了とともに、工事関係者の転居などにより児童数は急激に減少し、また、町全体の人口減少・少子化が進行し、直近10年の児童数は、下記のとおりとなっています。

学校基本調査：各年度5月1日現在

年 度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
平成24年度	9	6	6	3	5	9	38
平成25年度	5	9	5	6	3	5	33
平成26年度	3	5	9	5	6	4	32
平成27年度	4	3	5	8	5	6	31
平成28年度	3	4	3	5	8	5	28
平成29年度	4	2	4	3	5	8	26
平成30年度	0	4	2	4	3	5	18
令和元年度	0	0	1	2	4	3	10
令和2年度	5	0	0	1	2	4	12
令和3年度	1	5	0	0	1	2	9

## 2 学校選択制の経緯について

平成28年12月に町ホームページの意見募集コーナーに、「将来的に児童数が減少していく中で、福島小学校と統合することを強く望む。吉岡小学校PTAやこれから入学される予定の保護者にもアンケートを実施するか話し合いを望む。」との意見をいただき、町では、これを受けて平成29年1月から11月までの期間で計5回の懇談会を開催するとともに、全保護者に対するアンケートを実施しております。

この結果、住所に関係なく、希望する小学校に入学（転学）できる「学校選択制」を導入することが、平成29年11月の教育委員会議において決定され、周知期間を経て1年後の平成31年から学校選択制が実施されております。

年月日	項目	内容
H28.12	ホームページへの投稿	福島小学校への統合を強く望むという意見
H29.1.23	第1回PTAとの協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童数の見込み、渡島管内の状況の説明</li> <li>・統合に関する教育委員会の考え方を説明</li> </ul>
H29.2.28	保護者向けアンケート	吉小保護者23世帯、未就学保護者7世帯
H29.3.27	第2回PTAとの協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果について</li> <li>・存続、統合のメリット・デメリットについて</li> </ul>
H29.6.19	第3回PTAとの協議	学校選択制について協議
H29.10.5	第4回PTAとの協議	教育委員会の考え方を説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉岡小学校は存続する</li> <li>・児童数が10名未満になると見込まれ、保護者が同意した場合は統合</li> <li>・学校選択制を導入する</li> </ul>
H29.11.28	第5回PTAとの協議	PTA総会で出された意見について協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10人以下になった場合、協議の場を設けるが、統合するかについてはPTAの意見を聞いて決定する</li> <li>・学校選択制について、初年度は新1年生と5年生までの在校生を対象とする</li> </ul>
H29.12.11	教育委員会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校選択制を実施することを決定</li> <li>・周知期間を1年とり、平成30年度から実施（平成31年度入学者及び在校生全員）</li> </ul>
R1.11.27	吉岡小学校運営協議会	令和2年度の児童数が12名となることを報告

年月日	項目	内容
R2. 10. 5	教育委員会議	令和3年度の学校選択を決定 ・吉岡小学校の新1年生は1名（2名が福島小、1名が転出）、全校では9名
R2. 11. 11	吉岡小学校運営協議会	・令和3年度の児童数が9名となることを報告
R2. 12. 4	P T A懇談会	・令和3年度の児童数が9名となることを報告
R3. 6. 23	P T A懇談会	・P T Aの意見を聴取（7世帯中6世帯出席、全世帯が学校の存続を望む）
R3. 9. 1	保護者向けアンケート	・吉小保護者7世帯、未就学保護者7世帯
R3. 9. 24	吉岡小児童プレゼン	・吉岡小6年児童2名が町長・教育長に対し、吉岡小の存続を提言
R3. 9. 30	吉岡小学校校区懇談会	・保護者・町内会長等に対し方針（案）の説明

### 3 学校選択制による選択状況

初年度は、平成31年度入学者と5年生までの全児童を対象に調査を行い、吉岡小学校の校区に属する児童は、平成31年度入学対象者1名中1名が、また、吉岡小学校の在校生2名が福島小学校への通学学校の変更を希望する結果となっております。

また、学校選択制を実施後、令和3年度までの3年間では、5世帯6名が福島小学校を希望しております。

なお、現在まで福島小学校校区の児童が吉岡小学校を選択した児童はいませんでした。

年 度	吉岡地区対象者	吉岡小希望者	福島小希望者
平成29年度入学者	3	1	2
平成30年度入学者	0	0	0
平成31年度入学者	1	0	1
令和2年度入学者	6	5	1
令和3年度入学者	3	1	2
計	13	7	6

## 4 保護者等の意向について

### (1) 現在通学しているPTAの意向について

本年6月23日にPTA懇談会が開催され、7世帯中6世帯が出席しました。教育委員会からはこれまでの基本的考え方や今後の児童数の見込みを説明した後、世帯ごとに意見を頂いております。

結果としては、6世帯すべてが吉岡小学校の存続を希望しています。

主な理由は、小規模校の特性として、「児童一人ひとりに対して先生の目が行き届き、きちんと対応してもらっていること」、「児童同士も学年を超えて仲が良く、いじめなどトラブルの心配がないこと」、「学力も福島小学校と差がないこと」などとなっております。

### (2) 令和3年実施保護者アンケート結果について

本年9月に今後入学予定の児童を持つ世帯に対し、アンケート調査を実施しております。その結果、対象児童19名中16名の保護者から回答を頂き、7名の児童が福島小学校への入学を希望しており、その内容を加味した今後の児童数の推計は下記のとおりとなります。

ここ数年児童数は減少傾向にありますが、アンケートを基にした推計では、令和5年度から徐々に増加する傾向がみられ、令和9年度においても11名の児童が確保される見込みとなっております。

年 度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
令和3年度	1	5	0	0	1	2	9
令和4年度	1	1	5	0	0	1	8
令和5年度	3	1	1	5	0	0	10
令和6年度	3	3	1	1	5	0	13
令和7年度	1	3	3	1	1	5	14
令和8年度	1	1	3	3	1	1	10
令和9年度	2	1	1	3	3	1	11

## 5 吉岡小学校区の懇談会について

9月30日（木）に吉岡総合センター「なごめ〜る」において、吉岡小学校PTAをはじめ、吉岡地区の未就学児童保護者及び町内会長並びに教職員を対象に、「吉岡小学校に係る懇談会」を開催しております。

当日は24名が出席し、アンケート調査の結果や今後の方針（案）について、参加者との意見交換を行いました。それぞれの立場から多くのご意見を頂きましたが、教育委員会から提示した案のとおり、当面は推移を見ながら存続すべきであるという意向を確認したところです。

## 6 今後に向けた考え方について

### (1) 今後の在り方について

町は、これまでの議会の中で、児童数が10名を割り込んだ場合、地域と今後の在り方を協議するとしております。

これを踏まえて、吉岡小学校区の懇談会を開催し、地域の保護者や関係者の皆様から意見を頂いたところでありますが、総体的な意見集約として吉岡小学校を存続させてほしいとの意見で一致しております。

吉岡地区については、町の子育て支援政策の効果もあり、子供の数はここ数年増加傾向にあり、今後の児童数推計にあるように吉岡小学校の児童数は増加が見込まれております。

いま、渡島・檜山管内でも児童数が増加する学校はほとんどない中、福島町の総合戦略の目標にもなっている「人口の減少を鈍化させる」一つの要因であると言えます。

このような状況を鑑み、教育委員会の方針として、保護者等の意見を尊重し、吉岡地区の皆様の愛着が強い吉岡小学校を存続させることとし、今後の経過の中で再度10人を割り込むような状況が続いた場合、地元と協議を進めることといたします。

## (2) 学校選択制について

平成31年度（令和元年度）から始まった学校選択制ですが、福島町内の多くの保護者は住所地の学校に入学するのが適当であると考えています。

一方、保護者の中には子どもによりよい教育を受けさせたいという気持ちから、住所地以外の学校に入学することを望む方もいます。

教育委員会といたしましては、現在の学校選択制という制度の中で、新入学予定者全員にどちらの学校を希望するか意思確認をするのではなく、「福島町立小・中学校通学区域の取扱要項」（平成16年3月26日 教委訓令第1号）の要件を一部改正し、保護者が希望し適当であると認められる場合は、第4条の校区外通学を認めることとしたいと考えています。

この取扱要項は認知度が低いため、入学説明会や就学時の健康診断時など機会あるごとに周知活動に取り組んでまいります。

このため、「福島町学校選択制に関する要項」（平成29年12月12日 教委訓令第3号）は、令和4年3月31日で廃止する方向で検討いたします。